

資料3 共生・協働型コミュニティ・プラットフォーム 5つの類型の特徴・課題

大 ↑	正統性の度合い	諸類型	特徴	課題等
		1 選挙制のコミュニティ・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 代表者を投票で選任する。 ② 極めて明確に権限を移譲できる。 ③ 諸外国に多くみられる形態（例：ドイツ州法を根拠とする市町村部分区）。 ④ 決定権を行使して、地域の重要事項を決めることができる。 ⑤ 意思決定に重きをおかれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 身近な地域の代表者を選挙によって選出する方法が日本の政治文化にマッチするかは疑問。 ② 意思決定だけを行いがちで、実行のための別組織が必要となってくる。 ③ 我が国では事例がない。 ④ 法律改正が必要。
		2 地域自治区制度を活用したコミュニティ・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 法律上の仕組みとして地方自治法に規定。 ② 法人格を有しない行政区画の一種。 ③ 市町村全域に設置しなければならない。 ④ 意思決定の機能を地域に返す仕組み（地域協議会）。 ⑤ 市町村長の附属機関、地域に関わる重要事項等への答申・意見具申。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村の区域全域に設置しなければならないことの使いにくさが指摘されている。（一斉でなく、段階的でも可）。 ② 地域協議会委員は、首長の選任であるが、この場合、地域の意思決定をどのように反映させるかが課題。 ・上越市：地域協議会の委員選出（準公選制） ③ 地域協議会は審議機関なので、地域の合意を執行する仕組みが必要。 ・宮崎市：協働の要として、地域まちづくり協議会を組織化 ④ 地域に住所を有する住民に焦点がいき、在勤・在学者等が欠如。
		3 自治体独自の条例によるコミュニティ・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 法律の規定によらず、条例で規定。 ② 在住、在勤、在学者等も取り込むことが可能。 ③ 伊賀市のように、自治基本条例のもとでコミュニティ・プラットフォームを設置する試みが出てきている。 ④ 協働の仕組みを、地域での民主的な意思決定に基づいて構築しようとするもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 従前の条例（いわゆる、自治基本条例や市民参画条例などといわれるもの）は努力規定が多く、宣言的なものが多かった。
		4 自治体独自の政策（要綱）によるコミュニティ・プラットフォーム（市民活動支援の諸方策）	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の公共的課題に住民が自主的に取り組むことを目的に、自治体の独自の制度として設置。 ② 要綱等を設置根拠とする。 ③ 従来の自治会・町内会を中心に様々な団体が参加する小学校区又は中学校区の組織（校区コミュニティ協議会、まちづくり協議会など）を設置するのが一般的。 ④ 地域社会における合意形成とともに、必要な公共サービスの提供も引き受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ① まちづくり計画、地域福祉計画など、部分機能的な場合がある。 ② 自治会・町内会からの反発もある ※ 地域のコミュニティ力が弱まっている時に、地域の輪をつくり直す仕組みとして自治会・町内会からの積極的な協力が必要。
	小 ↓	5 地域自身の工夫によるコミュニティ・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域のまとまりを保持するため、既存の組織（地区社会福祉協議会など）を活用するなど住民が自主的に「場」を創出。 ② 「NPO法人夢未来くんま」のように、地域全体を会員とすることも一例。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 法律等により制度化されておらず、正統性や拘束性の面で弱い。

（出所：「鹿児島県共生・協働型地域コミュニティのあり方に関する研究会」資料）

資料4 主体的な地域運営のしくみの事例一覧

	北九州市 まちづくり協議会(平成6年度～)	福岡市 自治協議会(平成16年度～)	伊賀市 住民自治協議会(平成16年度～)	豊中市 地域自治組織(現在検討中)
設置数	134団体設置/全130校区 (平成22年4月1日現在)	145箇所/全149箇所 (平成22年4月1日現在)	37地区/全38地区 (平成18年11月1日現在)	—
概要	小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、公園愛護会、河川愛護団体等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、地域のさまざまな団体などで構成する、地域づくりの中心の団体。(構成する団体は地域の実情により異なる)	小学校区を基本単位として、多くの住民参加のもとに、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、コミュニティの事柄を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的・計画的にコミュニティを運営する組織	・住民自治協議会は、自治基本条例に定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場として、地域住民により自発的に設置されたもの。 ・各住民自治協議会では、自ら取り組み活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画を策定して、地域のまちづくり活動が行われている。	○市民・事業者が自主的に形成し、市が認定 ○地域の主な活動団体や事業者、市民で構成 ○概ね小学校区程度の区域に1団体
意思決定	総会(各構成団体の代表が参加)で決定	総会(各構成団体の代表が参加)で決定	総会(実行委員、運営委員で構成)で決定	定例案件は民主的に選ばれた代表による会議で協議。意思決定の方法は当該地域自治組織の規約において定める
主な事業内容	○地域活動 ○小学校区単位を基本に設置するコミュニティ施設「市民センター」の日常的な管理運営業務の一部(市から受託) ○地域団体間の調整など	○財政的支援(活力あるまちづくり支援事業活動補助金)の対象事業 ○その他、自主財源による事業	○市の事務の受託 ○自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定 ○地域の課題の解決のための活動	
特徴	協議会の組織充実のために、市から協議会に対し、 運用上の指導 として、次の各点について提案(平成16年度～) ○ 部会制 (地域団体が、その活動に応じて各部会に参加)や 定年制及び任期制 などの新たな制度の導入 ○ 地域総括補助金 の導入	「校区の実情に応じて、いろいろな構成の仕方がある」との認識のもと、例として「部会型」と「並列型」の2つを挙げる	○協議会を「 諮問機関 」「 重要事項に関する当該地区の同意・決定機関 」と位置づけ、市長の諮問に対する「答申」、地区にかかる市の事務執行に関する「提案」、地区に重大な影響が及ぶと考えられる事項に対する「同意」、市の業務の受託に関する「決定」の各権限を与える ○これらに対して「 市長は尊重する 」	○情報共有・課題共有(情報紙、ラウンドテーブル、地域カルテなど) ○課題解決に向けた協議・合意形成、意思決定(地域づくり計画など) ○課題解決のために必要な、地域の特性に応じた活動
設置要件	・小学校区単位を基本として、地域の様々な団体が構成されており、毎年1回以上総会を開催し、規約を整備している ※そもそも協議会は、市が市民センターの管理業務を委託する際に、委託の相手方として位置づけた団体である	1 規約の制定 ①役員の民主的な選出 ②協議による意思決定 ③自主財源の確保 ④事業計画・予算作成及び執行の透明性 ⑤会計処理の透明性 2 構成団体 (1)校区で組織されている全自治会・町内会の概ね8割の団体 (2)以下の8団体すべての参加 ①校区交通安全推進委員会 ②校区体育振興会 ③校区女性協議会 ④校区青少年育成連合会 ⑤校区ごみ減量・リサイクル推進会議 ⑥校区献血推進協力会 ⑦校区衛生連合会 ⑧校区自主防災組織 以上の団体を含む、多く各種団体により構成されたものであること	次に掲げる要件を満たすもの。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。 (1) 区域を定めていること。 (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。 (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。 (4) 規約を定めていること。 (5) 役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。	検討中
根拠規定	・なし ・現在検討中の自治基本条例素案では、「コミュニティ相互間の連携に努める」という規定にとどまる	「 福岡市自治協議会に関する要綱 」 (平成16年4月施行)	「 伊賀市自治基本条例 」 (平成16年12月施行)	「 豊中市自治基本条例 」 (平成19年4月施行) 第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織(「地域自治組織」という。)を自主的に形成することができる。 2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。 3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。 4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。
認定	市民センターの管理業務委託先として	区長への届出→「登録」	市長への届出→「受理」	検討中

資料5 補助金等の包括化の事例一覧

	北九州市	福岡市	伊賀市	豊中市
	地域総括補助金(平成16年度～)	活力あるまちづくり支援事業補助金(平成16年度～、20年度一部改正)	地域交付金(平成16年度～)	現在検討中
交付対象	・原則として、小学校区を基本に複数の地域団体により構成され、広く当該地域を代表する団体(=まちづくり協議会) ・110団体/全134団体(平成22年4月1日現在)	・自治協議会が主体的に行うまちづくり活動 ・145団体/全145団体(平成22年4月1日現在)	・住民自治協議会への財政支援 ・37地区/全38地区(平成18年11月1日現在)	検討中
まとめた補助金等	13項目の補助金を一本化(平成22年度) ○防犯灯維持管理補助金 ○防犯灯設置補助金 ○老人クラブ助成金 ○年長者いこいの家運営補助金 ○ふれあい昼食交流会事業補助金 ○公園愛護会助成金 ○河川愛護団体補助金 ○公民館類似施設等運営費補助金 ○公民館類似施設等設置費補助金 ○青少年団体育成補助金 ○地域体育振興補助金 ○校区まちづくり(企画・実践)事業補助金 ○市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金	9項目の補助金を一本化 ①校区交通安全推進委員会補助金 ⁽¹⁷⁾ ②校区体育振興会補助金 ⁽¹⁷⁾ ③校区女性団体組織化補助金 ⁽¹⁰⁾ ④校区青少年健全育成連合会補助金 ⁽¹⁷⁾ ⑤ごみ減量・リサイクル推進会議補助金 ⁽¹⁰⁾ ⑥校区献血推進協力会補助金 ⁽⁸⁾ ⑦校区保健活動助成金 ^(5,5) ⑧校区動物適正飼養啓発助成金 ^(1,2) ⑨校区・町内清掃事業市民活動補助金 ⁽¹²⁾	—	検討中
	※事業の補助基本額は制度導入前と同じ	※補助金総額＝ 976,600円(①～⑨のカッコ書き合計) ＋＜新たな支援費＞ ＋＜会計処理などの事務経費＞		
補助対象事業	○上記の13項目の事業 ○各補助対象事業費の50%まで流用が可能(一部の項目を除く) ○事務経費については、別途、協議会予算を充当	1 事業費 (1) まちづくり基本事業 ① 安全・安心に関する事業(交通安全、防災、防犯) ② 子どもに関する事業(子どもの健全育成・非行防止) ③ 環境に関する事業(環境美化、ごみ減量・リサイクル推進) ④ 健康に関する事業(健康づくり、集団献血) ⑤ スポーツに関する事業(スポーツ・レクリエーション) ⑥ 男女共同参画に関する事業 (2) その他、地域の活性化や課題解決につながる事業 2 運営費 事務職員など自治協議会の運営に要する経費。実際に交付を受ける補助金の額の3分の1が上限。	市長は、協議会に交付金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する活動には交付しない。 (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い又は信者を強化育成する活動 (2) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対する活動 (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦若しくは支持し、又はこれらに反対する活動	検討中
交付額	1団体あたり平均200万円を交付	230万円～370万円/団体(人口規模による上限あり)	・要綱別表のとおり算定する。ただし、交付額は、1協議会につき350万円を限度・人口割+人件費+40万円	検討中
交付根拠	「北九州市地域総括補助金交付要綱」	「福岡市活力あるまちづくり支援事業補助金交付要綱」	「伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱」	検討中

